

# 説一切有部における非律儀非不律儀の構造

清水俊史

## 問題の所在

本稿では、非律儀非不律儀 (naivasamvaranāsamvara) の考察を通して、殺生や布施などの行為が成り立つ構造を考察する。この非律儀非不律儀とは、その名前が示す通り、律儀にも不律儀にも属さない状態を意味するのであって、必ずしも表・無表を指しているわけではない<sup>1)</sup>。しかし有部行為論においてこの非律儀非不律儀は、殺生や殴打や布施などといった、律儀・不律儀に属さない行為一般を構成している表・無表を指すための用語としても言及される。

さて、有部において律儀と不律儀は、ともに「妨善妨悪の機能を持つ後天的な習性」を実体化したものであり、受戒作法などの表層的な行為ではなく、受戒によって生じた無表こそがその主要な構成要素であると理解されている<sup>2)</sup>。すなわち、当人に善悪の無表が相続しつづけているからこそ、妨善妨悪の機能がその者に発揮され続けるというのである。それでは、このような機能を主としないそれ以外（すなわち非律儀非不律儀）の行為には、無表が全く生じず不要なのか、といえそうではない。たしかに、この非律儀非不律儀に属する行為のなかには、表のみで完結してしまうものも含まれるため、無表が必要不可欠であるとは理解されていない<sup>3)</sup>。しかし、非律儀非不律儀のなかでも業道と

---

1) 処中 (madhya) とも呼ばれる。AKBh. (p. 210.4-10, pp. 210.19-211.4, p. 211.11-14)、AKVy. (p. 373.7-19) によれば表も無表も成就していない非律儀非不律儀者の存在を想定している。

2) 清水俊史[2015]

3) AKBh. (p. 210.4-10, pp. 210.19-211.4, p. 211.11-14) を参照。

福業事の二つについては、無表が行為の構成要素として不可欠な役割を担っている。この非律儀非不律儀の無表は、別解脱律儀や不律儀と同様に、表によって生じ（表所生）、一旦生じれば捨せられるまで相続しつづけるもの（不随心転）と定義される<sup>4)</sup>。

そこで本稿では、この非律儀非不律儀の行為のうち業道と福業事の二つを取り上げ、これら行為がどの様に成立するのかを検討する。なお、本稿では、得捨に基づいた業道と福業事の構造的な理解のみを取り上げる<sup>5)</sup>。

## 第一節 非律儀非不律儀の得

まず、非律儀非不律儀の無表が得せられる条件を考察する。既に『大毘婆沙論』『雑心論』や、それ以前の論書のうちにも、業道や有依の福業事が、無表と密接な関係をもって説かれている<sup>6)</sup>。しかし、それらが、非律儀非不律儀の

---

4) AKBh. (p. 210.4-10) :

さて次に、処中に住する者にとって

処中に住する者にとって、もし〔無表が〕あるならば、第一〔刹那〕において処中〔の無表〕を〔成就する〕。(4, 21cd)

非律儀非不律儀に住する者が、処中に住する者である。その者には無表が必ずあるわけではない。しかるに、或る者に悪戒や戒支などに含まれた〔無表があれば〕、其の者は第一〔刹那〕において処中〔即ち現在の無表〕を成就する。なぜなら、現在の無表は、過去と未来との間 (madhya) にあるから〔処中 (madhya) なのである〕。

後には二時〔の無表〕を〔成就する〕。(4, 21d)

第一刹那より後には、過去と現在と〔の無表〕を〔成就する〕。「捨していなければ」(4, 19b)と〔いう前出の語を〕補う。

AKVy. (p. 372.16-19) :

「非律儀非不律儀に住する者が、処中に住する者である」とは、比丘などでもなく、魚師などでもない者が、処中に住する者である。「悪戒や戒支などに含まれた」とは、悪戒とは殺生などであり、戒支とは離殺生などであり、非律儀非不律儀に含まれたものである。「など」の語によって、仏塔への礼拝や、斧で打つこと、平手で打つこと等の作業の無表が含まれる。

これと同趣旨は、『心論』巻1 (T28. 813c22-26)、『心論経』巻2 (T28. 841b20-29)、『雑心論』巻3 (T28. 890a23-b03)においても説かれる。

5) 非律儀非不律儀の無表が担っている具体的な役割や、それが因果論の中でどのような位置を占めるかについては、清水俊史[2015d] [2016e]を参照。

6) 『雑心論』巻3 (T28. 892c06-23)、『大毘婆沙論』巻122 (T27. 635b01-c13)

無表としてまとめられ、その得捨の条件が分類整理されて説かれるようになるのは『俱舍論』に至ってからである。このように分類整理が遅れた理由は、既に多くの先行研究が指摘しているように、有部において無表はもともと戒（律儀）として導入されたことに由来すると考えられる<sup>7)</sup>。

さて、この非律儀非不律儀の無表が生じる原因について、『俱舍論』は次のように述べている<sup>8)</sup>。

AKBh. (p. 222.11-14) :

一方、余の無表を獲ることは、(1) 田と、(2) 執持と、(3) 顧慮行とによる。(4, 37cd)

(1) あるものに対して園苑などを施与するだけで無表が生じるような、そのような〔福〕田が〔ある場合である〕。あたかも、有依の福業事におけるようにである。(2) あるいはまた「仏に礼拝しなければ、食事をしまい、もしくは「齋日・一月間・半月間分の施食を、欠かさずなそう」などと、誓受を受ける〔ときに無表を獲る〕。(3) 〔あるいは〕<sup>9)</sup>彼の者に無表が起るような、そのような顧慮をもって、善あるいは不善の作業 (kriyā) を企てる〔場合である〕。<sup>10)</sup>

(1) 「田」、(2) 「執持」、(3) 「顧慮行」という三因によって非律儀非不律儀の無表は得される。この三因は、『入阿毘達磨論』『順正理論』『藏頭宗論』『灯

7) 青原令知[2005]によれば「無漏律儀」として理解される用例が最も古いらしい。

8) AKK. 4, 37cdに相当する偈は、『心論』『心論経』『雑心論』においては確認されない。

9) AKVy.に従いvāを補って訳す。

10) AKVy. (p. 385.20-24) :

「(1) 田と、(2) 執持と、(3) 顧慮行とによる」のうち、「顧慮して行ずる」とは、作業を発すことである。「田と、および執持と、および顧慮行と」という複合語である。そ〔のような原因〕から無表が起る。「齋日」云々とは、「齋日の施食、乃至、半月の施食を」という意味である。「など」の語によって、円壇<sup>(1)</sup>を造ること等が含まれている。「あるいは〔彼の者に無表が起るような〕そのような顧慮をもって」とは、「鋭い煩惱の状態をもって、または鋭い淨心の状態をもって」という意味である。

(1) AKVy(Tib). (D: ngu 39a1): dkyil 'khor

明論』においても説かれている<sup>11)</sup>。

ここで注意しなければならない点は、この無表は表所生であるから、上記の三因いずれの場合も表を起さなければ無表は生じないことである<sup>12)</sup>。このうち、(1)「田」とは、福田である僧団に布施をすれば、必ず無表が生じるという意味であり、福業事などがこれに当てはまる。(2)「執持」とは、ある期間を定めて何かをしようとは決心すれば、その期間のあいだ無表が生じるとされる。(3)「顧慮行」とは、激しい善・不善の心によって表が起こされれば、その表に従って無表が生じるという意味であり、業道などを含めた行為一般に適用される<sup>13)</sup>。

また、表所生の無表は、上記の三因のうち(3)「顧慮行」にもあるように、強力な善・不善の思によって引き起こされた表から生じることが原則である。しかしながら業道と福業事は例外であり、この両者の場合には羸弱な意思によって表が起こされていても、必ず無表が生じる<sup>14)</sup>。この業道と福業事との二つ

11) 『入阿毘達磨論』巻1 (T28. 981b22-27)、『順正理論』巻39 (T29. 564a06-24)、『藏頭宗論』巻20 (T29. 873b02-20)、ADV. (p. 131.4-15)

12) AKBh. (p. 8.9)、AKVy. (p. 30.8-16)

13) これと同趣旨が『順正理論』巻39 (T29. 564a15-24)、『藏頭宗論』巻20 (T29. 873b11-20)、ADV. (p. 131.10-14)においても確認される。

14) AKBh. (p. 211.11-14) :

「表を成就して、無表を〔成就〕しないこともあるだろう」と、四句がある。まずそのうち、

劣った思をして〔業を〕為しつつある者は、処中に住し、表だけを成ず。(4, 25ab) 非律儀非不律儀に住し、劣った思によって善あるいは不善〔の業を〕を為しつつある者は、表だけを成就し、無表を〔成就〕しない。ましてや、無記の場合に〔無表がおこるはずがない〕。〔ただし〕有依の福業事と業道とを除く。

AKVy. (p. 373.7-19) :

「劣った思をして〔業を〕為しつつある者は、処中に住し、表だけを成ず」とあるうち、「処中に住し」という語は、律儀と不律儀とに住する者を除くためである。なぜなら、律儀と不律儀とに住する者たちは、表と無表とを必ず成就するからである。「劣った思をして」という語は、鋭い思を除くためである。なぜなら、鋭い思によって表を為しつつある者は、無表を等起せしめることがあり得るからである。「ましてや、無記の場合に」とは、「ましてや、劣った思によって無記〔の業〕を為しつつあれば」である。なぜなら、非律儀非不律儀に住する者が、劣った思によって善あるいは不善を為しつつあっても、無表が起こらず表のみを成就するのに、ましてや、無記〔の業〕を為しつつあれば、無表の起こる懸念はないから、なおさらにその者は表のみを成就して無表を〔成就〕ない。「除く」云々とは、「七つの有依の福業事と、殺生などの業道とを除く」と

は、『俱舍論』において詳細に解説されているため、非律儀非不律儀の行為の代表例であると考えられる。そこで次節（第二節）では業道を、次々節（第三節）では福業事を詳しく取り上げてその構造を探る。

## 第二節 業道の構造

まず、業道について考察を進める。有部における業道の解釈は、初期經典のうち説かれる十善業道・十不善業道という分類に立脚している<sup>15)</sup>。有部によれば、これら善・不善の十業道は、身語意の善行 (sucarita)・悪行 (duṣcarita) の中から、特に顕著なもの十種類が選び取られていると理解されている<sup>16)</sup>。たとえば、捕縛や不飲酒、布施、供養といったものが、善行・悪行に含まれていながらも、十善業道・十不善業道には含まれていないとされる<sup>17)</sup>。これら業道のうち、身語に属する七業道だけが無表と関係し、意に属する三業道は表も無表も生じさせない。さらに、離殺生などの七善業道とは、別解脱律儀や静慮律儀といった“戒”がその本体であり<sup>18)</sup>、単に「殺生などをしないこと」そのものが善業道なのではない<sup>19)</sup>。したがって、これから本論が考察しようとする「業道」とは、未だ考察し得ていない七不善業道である。

『俱舍論』によれば、この七不善業道が達成には「自ら為す場合」と、「人に命令して実行させる場合」との二つがあり、それぞれ構造が異なる。構造が異なる最大の理由は、他者に実行させる場合には、自らの表によって目的が達

---

いうことである。なぜなら、その場合には、無記〔の業〕を為しつつあっても、無表を成就するからである。「動いていても、あるいは止まっても、乃至、福德は絶えず常にまさに生じる」と経<sup>1)</sup>に説かれているからである。また、劣った思であっても、殺生などの業道を為しつつある者は、無表を成就するからである。

(1) AKUp. [4004]、『中阿含』巻2, 第7経 (T02. 427c26-428c06)、『増一阿含』巻35, 第40品, 第7経 (T02. 741b24-c26)

15) DN. 33 (Vol. III, p. 269.1-9)、AN. x, 168 (Vol. V, pp. 249.12-251.25)、『雑阿含』巻37, 第1040経 (T02. 272a10-b07)などを参照。

16) AKBh. (p. 238.2-6)、AKVy. (p. 400.30-31)

17) AKBh. (p. 238.6-12)、AKVy. (pp. 400.31-401.5)

18) AKBh. (pp. 238.23-239.2)、AKVy. (p. 401.13-20)

19) もしそうならば、この世間にいる大半の人間は常に善業を為していることになってしまうだろう。なお、善業道については清水俊史[2015e] [2015j]を参照。

成されないからである。まず、このうち「自ら為す場合」の加行・根本・後起における表・無表の有無をまとめれば次のようになる<sup>20)</sup>。

自ら為す場合における表・無表の有無

・殺生・不与取・虚誑語・離間語・僞惡語・雜穢語の場合      ・欲邪行の場合

	加行	根本	後起
表	○	△	△
無表	△	○	○

	加行	根本	後起
表	○	○	△
無表	△	○	○

○：定んで有り、△：不定

このなかで、加行において無表が設定される理由は、第一節において言及した(3)「顧慮行」の条件、すなわち強力な善不善の思によって表が起こされると、それに伴って無表が得されるからである。よって(3)「顧慮行」にあたるような表を起こさない限りは加行の段階で無表が起こることはない。一方の業道の場合には、たとえ微弱な思によって起こされたものであっても、意図した目的を達成したのであれば、その達成した瞬間（根本業道）に必ず無表が生じる<sup>21)</sup>。

この七不善業道のうち欲邪行の根本業道において、必ず表が無ければならないと定義される理由は、欲邪行は必ず本人によって遂行されるものと理解されているからである。したがって、欲邪行を他の者に代理でさせることは想定されていない。逆に、欲邪行を除く六不善業道の場合には自ら実行したとしても、根本業道に表が必ずしも必要でない理由は、表が遂行されている間に目的（根本業道）が達成されるとは限らないからである。たとえば、落とし穴を掘って殺生を遂行する場合には、穴掘りなどの表と、目的達成の瞬間（根本業道）とが同時にあるわけではない。この場合には、目的達成の瞬間に無表が生じ、それこそが根本業道になる<sup>22)</sup>。

20) AKBh. (pp. 238.13-239.11)、AKVy. (p. 401.6-28)

21) AKBh. (p. 211.11-14)、AKVy. (p. 373.7-19)

22) なにゆえ根本業道において無表が生じていなければならないか、過去に落射した穴掘りの表が根本業道にならないのか、というような疑問については、清水俊史[2015d]を参照。

続いて、自ら直接手を下さず人に命令して目的を達成させる場合の、加行・根本・後起における表・無表の有無をまとめれば次のようになる<sup>23)</sup>。

命令して実行させる場合における表・無表の有無

・殺生・不与取・虚誑語・離間語・僞悪語・雜穢語の場合

	加行	根本	後起
表	○	—	— <sup>24)</sup>
無表	△	○	○

○：定んで有り、△：不定

ここで加行や根本業道に無表が設定される理由は、先ほど述べた「自ら実行する場合」と同様である。また、根本業道に表が設定されない理由は、命令の表と、目的が達成される段階（根本業道）とが同時ではないからである。

以上の『俱舍論』に説かれる記述は、『大毘婆沙論』『順正理論』『藏頭宗論』『灯明論』においても採用されている<sup>25)</sup>。これを受けて本研究では、続いて「自ら為す場合」と、「人に命令して実行させる場合」との二つの構造を考察する。

第一項 自ら為す場合

まず「自ら為す場合」について考察する。『俱舍論』では、「殺生」を自らの手で実行した場合に、加行・根本・後起においてどの様に表・無表が設定されるのか次のように説明されている。

AKBh. (p. 239.11-19) :

【問】さて、何処から何処までの範囲で、この加行・根本・後起が設定されるのか。【答：加行】まず、或る者が獣類を殺そうと欲し、坐臥から立

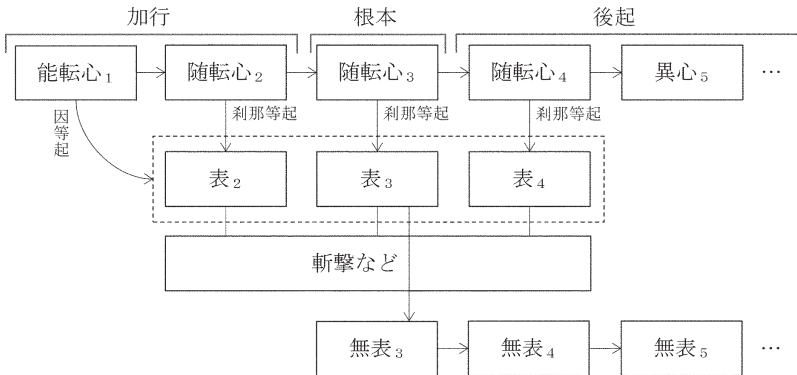
23) AKBh. (pp. 238.13-239.11)、AKVy. (p. 401.6-28)

24) 後起の表が根本業道と同質の行為をなす場合に設定される。命令の場合には根本業道の表がそもそも設定されてないため、後起の表もないものと考えられる。

25) 『大毘婆沙論』巻122 (T27. 635a15-29)、『順正理論』巻41 (T29. 575a07-28)、『藏頭宗論』巻22 (T29. 879a22-b14)、ADV. (pp. 152.3-153.10)

ち上がり、財をもち、行き、触れ、獣類を買い、連れ帰り、養育し、連れて行き、屠るために刀を手に執り、一回あるいは二回切り付け、生命を奪わない限りが加行である。【根本】けれども、ある切り付けによって生命を奪えば、その〔切り付けの刹那に〕おける表と<sup>26)</sup>、その刹那の無表というこれが根本業道である。なぜなら、二因によって殺生罪に触れることになるからである。〔二因とは〕加行からと、死んだ時における果の成満からとである。【後起】それ以後の無表の諸刹那が後起である。また、獣類を皮剥ぎにし、洗い、売り、料理し、食し、あるいは称赞するまでの、その者の表の諸刹那も後起である。同様に、他〔の業道〕についても<sup>27)</sup>、可能性に応じて適用すべきである。貪欲などに加行はなく、後起もない。現起するだけで業道である。

この記述をもとに加行・根本・後起を、構造的に示せば次のようになる。



26) Pradhanにはvā 'vijñaptiとあるが、AKBh(Tib). (D: ku 200b1): de'i tshe'i rnam par rig byed dang. de'i skad cig gi rnam par rig byed ma yin paに従い、cāvijñaptiと改める。AKVy. (p. 402.2) : cāvijñapti もこれを支持する。

27) この箇所の注釈『称友疏』では、不与取の場合が紹介されている。

AKVy. (pp. 401.31-402.6) :

「同様に、他〔の業道〕についても」とは、例えば、【加行】まず、ここに或る者が他者の所有物を奪おうと欲し、坐臥から立ち上がり、刀をもち、他人の家に行き、「寝ているのか、あるいは〔寝て〕いないのか」と耳をそばだて、他者の所有物に触れ、〔その所有物の元あった〕場所から動かさない限りが加行である。【根本】けれども〔その所有物の元あった〕場所から動かせば、その〔動かした刹那に〕おける表と、その〔表



前頁図では能転心<sub>1</sub>が、「獸類を殺そう」と決意する心にあたり、その目的を達成するために起こした身表が表<sub>2</sub>…<sub>4</sub>にあたる。この表のうち、命を奪うまでの「斬撃」などの加行が表<sub>2</sub>にあたり、命を奪って後の「皮剥ぎ」などの後起が表<sub>4</sub>にあたる。獸類の命が絶たれた瞬間に、表<sub>3</sub>から無表<sub>3</sub>が生じ、この表<sub>3</sub>と無表<sub>3</sub>との両者が根本業道にあたる<sup>28)</sup>。この無表<sub>3</sub>は、その後も無表<sub>4</sub>、無表<sub>5</sub>と捨せられるまで相続しつづけ、これら根本業道より後の無表<sub>4</sub>…<sub>5</sub>は後起として設定される。この『俱舍論』の例は、加行の段階で非常に強い煩惱を起こさなかった場合であり、もし強力な煩惱によって表を起こせば、その表の力によって加行段階であっても無表が生まれる可能性がある。

[補足] 表のあいだに目的が達成されない場合

先に検討した『俱舍論』の例では、「斬撃」という表が起こされているあいだに獸類が絶命しているが、表をなしている間に獸類が絶命せず、表を終えてから絶命する場合も想定されている<sup>29)</sup>。この場合は、獸類が絶命した瞬間にその当人が殺生と無縁なこと（たとえば布施や睡眠など）に従事していることを想定しているため、獸類が絶命した瞬間のその者にある表を、殺生の根本業道に設定することは出来ない。このような場合には、過去に落謝した「斬撃」の表から無表が生じて根本業道として設定される<sup>30)</sup>。これを図示すれば次のようになる。

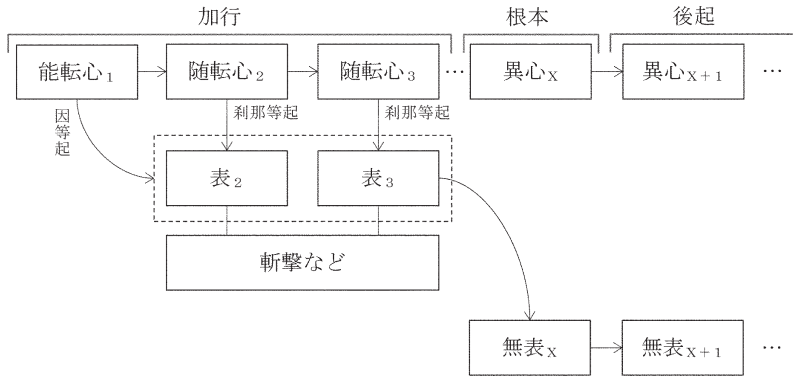
---

と同じ] 刹那の無表というこれが根本業道である。なぜなら、二因によって不与取罪に触れることになるからである。〔二因とは〕加行からと、果の成満からとである。【後起】それ以後の無表の諸刹那が後起である。その他者の所有物を分配し、売り、隠し、あるいは陳述するまでの、その者の表の諸刹那も後起である。ゆえに、同様に他の五〔つの業道〕についても可能性に応じて適用すべきである。

28) AKBh. (p. 205.2-6)、AKVy. (p. 367.7-13)では、受戒作法の完成する瞬間に不善心であった場合に、どのように善の表が起こり、表所生の別解脱律儀の無表が生じるのかについて詳説していることから、業道の無表の場合にも同刹那に起こっている表から生じるものと考えられる。

29) AKBh. (pp. 238.13-239.11)

30) 過去に落謝した業から無表が生じる用例については、『大毘婆沙論』卷122 (T27. 634c17-24)、『順正理論』卷35 (T29. 543a06-08)、『藏顯宗論』卷18 (T29. 861c29-862a02)、『順正理論』卷42 (T29. 580a10-13)も参照。



上図では「斬撃」などの表<sub>2</sub>…<sub>3</sub>のあいだに対象が死なず、その後時間が経過してから死んだ場合を図示している。この場合は、対象が死んだ瞬間に過去の表より生じる無表<sub>X</sub>が根本業道として設定される。上図では、表<sub>3</sub>から無表<sub>X</sub>が生じたように仮に図示しているが、『俱舍論』の議論では、このような場合に、どの表から根本業道の無表が生じるのかについては明示されていない<sup>31)</sup>。また、「斬撃」の表が非常に強い煩惱によって起こされていれば、根本業道が設定される前であっても無表が生じていると考えられるが、1) この加行位の段階で生じた無表がその後相続して行って、そのままそれが根本業道として設定されるのか、2) それとも根本業道の時に新たに無表が生じ、先ほどの加行の時に生じた無表の相続とは別の相続として存在するのか、などの疑問について『俱舍論』は明示的ではない。

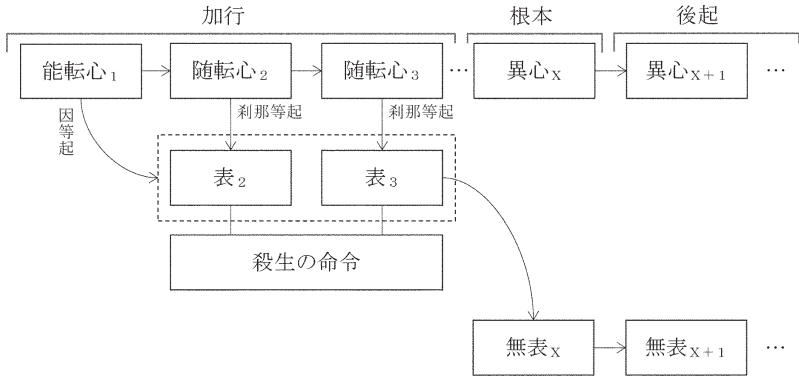
## 第二項 人に命令して実行させる場合

次に「人に命令して実行させる場合」について考察する。この場合には、命令者が実行者に命令した際の身語表は、加行に属するものであり、それは根本業道としては設定されない<sup>32)</sup>。命令された者が目的を完遂した瞬間に、過去に

31) おそらくは獣類が絶命に至る直接原因となった表を想定していると考えられる。AKBh. (pp. 244.22-245.3)を参照。

32) 過去に落謝した業の自性が変化することはないとされる。AKBh. (p. 196.16-18)、およびAKVy. (pp. 354-355)を参照。これについては清水俊史[2015d]を参照。

落謝している「命令」の表から無表が生じ、それこそが根本業道として設定される<sup>33)</sup>。命令によって殺生業道が遂行された場合を図示すれば次のようになる。



この図は、まず能転心<sub>1</sub>によって「某氏を殺してやる」と殺生が引き起こされ、暗殺者に「某氏を殺せ」という命令の表<sub>2</sub>…<sub>3</sub>が、随転心<sub>2</sub>…<sub>3</sub>によって等起された場合を意味している。その後、暗殺者によって殺人が遂行された瞬間に、命令者には無表<sub>x</sub>が生じ、それこそが根本業道であるとされる。この場合の無表<sub>x</sub>も、先ほど論じたように過去の表から生じるとされるが、無数にあるであろう表のうち何れから生じるのかは明確には説かれていない<sup>34)</sup>。

[補足] 命令によって達成された殺生は身業か語業か

さて、既に検討してきたように、甲が口頭で乙に命令して丙を殺害した場合には、丙が絶命した瞬間に甲に殺人の無表が生じることになる。ところでこの無表はもちろん殺生業道であるから、身業でなければならない。しかし、この場合に甲は口頭(すなわち語表)によって命令している以上、この殺生業道は

33) 『大毘婆沙論』巻122 (T27. 634c17-24)、『順正理論』巻35 (T29. 543a06-08)、『藏頭宗論』巻18 (T29. 861c29-862a02)

34) おそらく、1) 命令の最後の字音と俱起している表、2) もしくは被命令者が命令内容を理解した瞬間における命令者の表の何れかから無表が生じると考えられる。AKBh. (pp. 244.22-245.3)を参照。

語表から生じた無表なのであるから、殺生が語業になってしまうのではないかという疑問が生じる<sup>35)</sup>。

このような問題は有部論書のうちでも議論されている。まず『大毘婆沙論』には次のようにある。

『大毘婆沙論』卷118 (T27. 617c25-26) :

【問】頗し身にて作すに非ずして、殺生罪を得すること有りや。【答】答ふ、有り。謂く語もて遣して殺すなり。

ここから窺える重要なことは、口頭で命令して他の者に殺生を実行させる場合には、命令者に殺生の身表が生じていない点である。ここでの『大毘婆沙論』は、命令者に生ずる殺生罪の自性について無言である。また、この『大毘婆沙論』の一節は『俱舍論』においても引用されるが、そこでも命令者の殺生罪が如何なる自性を持つのかについては論じられていない<sup>36)</sup>。しかし、『称友疏』は、この『俱舍論』に引用された『大毘婆沙論』を註釈して、命令の加行は語表であっても殺生の根本業道は身無表であると定義している。

AKVy. (p. 408.2-4) :

「語によって遂行させるならば」とは、「語をもって他の人に殺害させるならば」という意味である。しかし世において殺生は身に属するものであるから、〔この場合の〕根本業道に含められる無表は、まさに身に属するものであり、語に属するものではない。この場合に身に属する表もまたないであろう。

---

35) この問題について上座部は、門 (dvāra) という概念によってこれを説明し、身業が語門によって遂行されるという理解を示す。このような説明方法を採用できた理由は、そもそも業の本質をすべて思に帰していたからであろう。一方の有部では、身語意業のそれぞれが別々の自性を持っていると理解するので、門 (dvāra) によって説明することが困難である。

36) AKBh. (p. 246.9-14)

これと同一理解は、後述するように他の有部論書においても確認される。ただし、「この無表が命令の語表から生ずるのか、それとも命令中の身振りなどの身表から生ずるのか」という疑問については、有部内において必ずしも一貫した見解が明示されているわけではない。これについて『大毘婆沙論』は「命令によって殺生などの身業道が遂行されたとしても、命令する際に必ず身振り身振りが起こされており、そこから身無表が生ずる」との立場を正統説として認めているが、『順正理論』では「非人たちが仙人の憤りを感知して、殺生を遂行する」という場合を「仙人が憤ることによって身語の動きが生じ、それを非人たちが感知して殺生を遂行するので、その仙人の身語表から殺生の無表が生ずる」と解釈して語表からも身無表が生ずる可能性を認めている<sup>37)</sup>。

このように、有部では命令によって殺生が遂行される場合であっても、語ではなく身に属する無表がその根本業道として設定される点については見解の統一が取れているが、そのような無表がどのように生じてきたかについては種々の見解が提示されている<sup>38)</sup>。

### 第三項 まとめ

以上、本節では業道の構造を考察した。ここで注目されることは、自ら為しても表のあいだに目的が達成できなかった場合と、人に命令して実行させる場

37) 『大毘婆沙論』巻122 (T27. 636c17-637a02)、『順正理論』巻42 (T29. 579c25-580a15)を参照。

38) これと関連してAKBh. (p. 246.9-14)では、身語表がともになくとも無表が生じる事例などを挙げながら、無表の不合理性を指摘して有部を非難している。この箇所に対して衆賢は、必ず無表が生じるからにはその前に表が生じているという立場を貫ぬいている。

『順正理論』巻42 (T29. 579c25-580a15)を参照。

また、表によらない別解脱律儀の存在を巡る問題も議論されている。これについては、清水俊史[2015j]を参照。この議論では、受戒時に無心であった場合の別解脱律儀を問題としているが、やはり衆賢は「その前に必ず表が生じており、その表から無表が生じる」という立場をとり、無表理解の一貫性が窺える。

そして、無依の福業事についても衆賢は、「表が無くとも心が歓喜するだけで無表が生じるのではないか」という論難に対して、「心が歓喜することで必ず表が生じている」と主張し、無表が生じるからには必ず表が生じている筈であるという立場を崩さない。『順正理論』巻35 (T29. 542b28-c05)を参照。

合との両構造が全く同一な点である。したがって、業道における無表の重要な役割の一つは、目的達成の瞬間に表が生じていない場合に、この無表こそが根本業道として設定されることである<sup>39)</sup>。

なお、本稿においては扱わなかったが、なぜこのように目的達成の瞬間に無表が設定される必要があったのかと言えば、それは三世実有説に基づいた有部の因果論と密接に関係していると考えられる<sup>40)</sup>。

### 第三節 福業事の構造

続いて本節では、福業事について考察する。福業事とは、何か善いことをなすと、なした瞬間だけでなく、その後にもそれが原因となって昼夜・行住坐臥を問わず功德が絶えず得られるような善行のことである。このような思想の萌芽は、既に阿含・ニカーヤのうちに確認される<sup>41)</sup>。有部は、この福業事を有依と無依との二種類に分ける。このうち有依の福業事とは、僧団に対して園苑や僧院、日常生活品といった“もの”を布施することであり、一旦布施すれば施した“もの”が壊れるなどして失われてしまうまで、布施者は絶えずその福德を得ることが出来るというものである。有部では、布施してから布施物が失われるまでの間、布施者の内に存続して福德を生み出す源こそが無表であるとされる<sup>42)</sup>。

一方、無依の福業事とは、「如来がやって来た」などと知って心が大いに歡喜することであり、このような者には、歡喜した後にも絶えずその福德が得られるという。この無依の福業事は、身語の動作を伴わず、表所生の無表も生じないように読めるが<sup>43)</sup>、『順正理論』における有部説によれば、無依の福業事

39) もちろん、表によって目的が達成されたならば、その瞬間の表と無表の二つが根本業道として設定される。

40) 清水俊史[2015d] [2016e]を参照。

41) SN. 1, 5, 7 (Vol. I, p. 33.16-21)、『雜阿含』卷36, 第997經 (T02. 261a30-b16)、『別訳雜阿含』卷8, 第134經 (T02. 426b11-26)、『中阿含』卷2, 第7經 (T02.427c26-428c06)、『增一阿含』卷35, 第40品, 第7經 (T02. 741b24-c26)

42) 『雜心論』卷3 (T28. 892c06-23)、『大毘婆沙論』卷122 (T27. 635b01-c13)

43) 事実、AKBh. (pp. 197.3-199.10)において、無依の福業事の解釈を巡って経部と有部との間で激しい議論が交わされている。

といえども必ず身語の動作を伴い、表所生の無表が生じることによって福德が增大すると理解されている<sup>44)</sup>。

このうち本節では『俱舍論』の記述を頼りにして、有依の福業事の構造を探る。施物と無表との関係について次のように説かれている。

AKBh. (p. 196.12-16) :

また、増大 (vr̥ddhi) も〔経中に〕説かれている。「これら七つの有依の福業事を成就した、信ある善男子あるいは善女人には、動いていても、あるいは寝ていても、あるいは止まっても、あるいは目覚めていても、福德は絶えず常にまさに増大し、福德はまさに生じます。無依の福業事も同様です」と<sup>45)</sup>。そして無表を除いては、他の意をもつ者に福德の増大があるということは、理に合わない。<sup>46)</sup>

したがって、施物が施されると同時に無表が生じ、これが相続しつづけることで布施者の福德が増大するという。この無表の相続は、その施物が壊れるなどして失われるまで続く<sup>47)</sup>。この場合の布施と無表との関係を図示すれば次のようになるだろう。

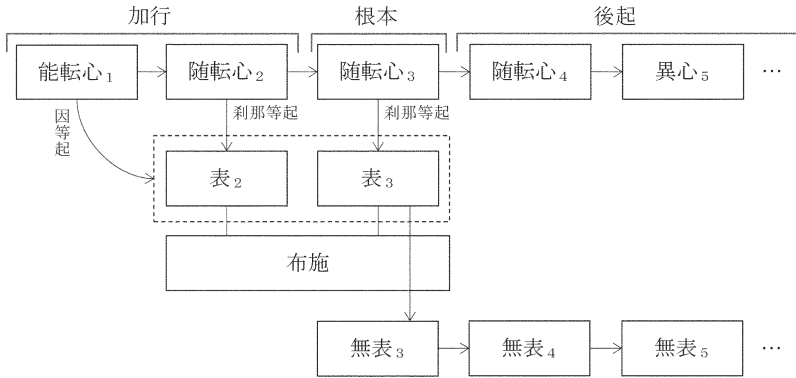
44) 『順正理論』巻35 (T29. 542b28-c05)

45) AKUp. [4004]を参照。『中阿含』巻2, 第7経 (T02.427c26-428c06)、『増一阿含』巻35, 第40品, 第7経 (T02. 741b24-c26)

46) AKVy. (p. 352.28-30) :

「七つの有依」のうち、依 (upadhi) とは園苑・僧院などであり、そ〔の依〕の有るものが「有依」である。その依が無ければ「無依」である。「絶えず」とは「絶え間なく」であり、「常に」とは「間断なく」である。

47) AKBh. (p. 225.11-17)



上図では、能転心<sub>1</sub>によって「布施をしよう」と決意がなされ、「布施」の身業（表<sub>2</sub>…<sub>3</sub>）が随転心<sub>2</sub>…<sub>3</sub>によって等起され、表<sub>3</sub>によって布施が完成された場合を意味している。この布施が完成された瞬間に、表<sub>3</sub>によって無表<sub>3</sub>が生じ、その後も施物が壊れるまで無表<sub>4</sub>、無表<sub>5</sub>と転起して、それら各々の無表は善業として働き、布施者の功德になり続ける。

#### 第四節 非律儀非不律儀の捨

前節までに、業道と福業事の構造について考察し、そのなかで無表が不可欠な要素として説かれている点を確認した。この無表は、欲界繫の不随心転であるから、捨せられるまで相続しつづける<sup>48)</sup>。続いて、非律儀非不律儀の無表が捨せられる原因について考察する。この非律儀非不律儀の無表には、律儀・不律儀に属さないものすべてが収められているので、捨せられる原因についても様々な条目が列挙されている。それらを表に示すと次のようになる<sup>49)</sup>。

48) なお、Dhammajoti[2003: p. 85.21-27], [2007a: p. 490.4-11] (= [2009a: p. 376.11-17]), [2007a: p. 526.6-11] (= [2009a: p. 401.4-8]), [2007a: p. 528.21-25] (= [2009a: p. 402.30-33])は、死没などによって無表が捨せられた後も、無表の得は相続しつづけると解釈しているが、これは正しくない。AKBh. (p. 210.4-10)の記述に従えば、捨せられると同時に現在と過去の無表の成就が解除される。仮にDhammajoti説が正しいならば、捨せられた後には、現在の無表を成就せず、過去の無表を成就していなければならない。

49) 『心論』では捨せられる原因に関する詳しい記述が見られない。『心論経』巻2 (T28. 841c



	『心論経』	『雑心論』	『大毘婆沙論』	『俱舍論』	『順正理論』	『藏頭宗論』	『灯明論』
(1) 煩惱淨心の勢力の断絶	○	○	○	○	○	○	○
(2) 誓受の断絶	○	○	○	○	○	○	○
(3) 作業の断絶	○	○	○	○	○	○	○
(4) 施与物の断絶		○	○	○	○	○	○
(5) 死没		○	○	○	○	○	○
(6) 断善根				○	○	○	○

非律儀非不律儀の無表が捨せられる原因については、『甘露味論』『心論』において整理された形で記述を見出すことが出来ない。一方で、律儀・不律儀の捨せられる原因については『甘露味論』から記述を確認することが出来るので、この非律儀非不律儀に関する定義は、律儀・不律儀よりも遅れて整理されたと考えられる。

『俱舍論』以降の論書では、次の六種類が捨せられる条件とされる。まず、

26-28)では本頌のうちには説かれないが、長行のうちに (1)「本勢の過」、(2)「希望の止」、(3)「方便を息む」という三つの原因があると説かれている。『心論経』には詳しい説明がないものの、『雑心論』などの解釈を『心論経』にも適用して理解すれば (1)「本勢の過」とは淨心あるいは煩惱の勢いが時間の経過とともに薄れて消えてしまうことであり、(2)「希望の止」とは自ら誓い受けたことを捨ててしまうこと(すなわち「誓受の断絶」)であり、(3)「方便を息む」とは身語の行を止めること(すなわち「作業の断絶」)である。

『雑心論』巻3 (T28. 892c06-23)には、本頌では『心論経』と同じ三つの原因しか挙げられていないが、長行では (5)「身種類の尽」(=「死没」)も原因とされている。またさらに、福業事の解説も追加されており、その箇所では既出の重複(「希望」と「身種類」)を除くと、「事」すなわち (4)「施与物の断絶」が捨せられる原因として追加されている。すなわち、『雑心論』は、合計五つの因を挙げていることになる。『大毘婆沙論』巻122 (T27. 635b01-c13)も『雑心論』と同じ五因を挙げる。

また、AKBh. (p. 225.11-17)では上記の『雑心論』『大毘婆沙論』の説に加え、(6)「断善根」が追加される。このAKBh.における六因は、『順正理論』巻39 (T29. 566c29-567a19)、『藏頭宗論』巻21 (T29. 874a27-b17)とADV. (p. 135.9-14)においても採用される。

なお、『入阿毘達磨論』巻1 (T28. 981b22-27)は、非律儀非不律儀の無表の捨について、「無表が得せられた因を棄捨した時に無表も捨せられる」と言及するだけで詳しい説明を加えていない。

(1)「煩惱淨心の勢力の断絶」とは、その無表を起こした煩惱や淨心の勢力が途切れれば、その無表も捨せられるとされる。(2)「誓受の断絶」とは、「何かをしよう」などと立てた誓いを不必要であるとして捨て去ってしまうと、その誓いによって生じていた無表も捨せられるとされる。(3)「作業の断絶」とは、「何かあることを今後続けて為そう」と誓いを立てても、それと矛盾することを為した場合、その無表も捨せられるとされる。(4)「施与物の断絶」は、有依の福業事と関係する。僧団などに“もの”を寄進すると無表が起こり、絶えず功德を得ることが出来るが、寄進した“もの”が壊れてしまうと、その無表も捨せられるとされる。(5)「死没」とは、衆同分を捨せば無表も捨せられることである。(6)「断善根」とは、善根を断てば無表も捨せられるとされる。

## 結論

以上、本稿は非律儀非不律儀の無表の得捨を通して、殺生業道や布施の構造について検討を加えた。次の点が指摘される。

- (1) 非律儀非不律儀の無表の定義については、『甘露味論』『心論』においてはまとまった記述が見られない。捨の条件についても、『心論経』では本頌のうちに説かれず長行で補足的に説明されるにとどまり、『雑心論』に至ってようやく本頌において説かれるようになる。よって、非律儀非不律儀に関する教理の整備は、別解脱律儀よりも遅れていたと考えられる。
- (2) 業道や福業事に関する無表は、非律儀非不律儀に属している。よって、本稿における考察は、「無表の教理は、行為の構成要素としてではなく、戒（律儀）として導入された」とする先行研究の結論を裏付けている<sup>50)</sup>。
- (3) 「自ら表を起こして業道を達成しようとしたが、業道が達成される刹那に表が起きていない」という場合と、「他人に命令して業道を遂行した」という場合との行為の基本構造は全く同一である。したがって、業道における無表の重要な役割は、目的達成の瞬間に表が起きていない場合に、根本

50) 青原令知[2005] [2006]

業道として設定されることであると考えられる。

また、本稿の結論と密接に関係して、「殺生や布施において設定される無表が如何なる役割を果たしているか」、「業果と無表とはどのような関係にあるのか」といった論題が挙げられるが、これについては清水俊史 [2015d] [2016e] を参照されたい。以上の諸結論を踏まえた上で、有部の無表の位置づけをより明確に捉えることが次なる課題として考えられる。

### Abbreviations

『平川索引』『俱舎論索引』全三部、大蔵出版、1973-1978.

ADV. *Abhidharmadīpa-Vibhāṣāprabhāvṛtti* - P. S. Jaini (ed.), *Abhidharmadīpa with Vibhāṣāprabhāvṛtti*, Patna: K. P. Jayaswal Research Institute, 1959.

AKBh. *Abhidharmakośa-Bhāṣya* - P. Pradhan (ed.), *Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu*, Patna: K. P. Jayaswal Research Institute, 1967.

AKK. *Abhidharmakośa-Kārikā* - Cf. Chap. 1-9 : AKBh.; Chap. 1-3 : 福原亮巖 (監修), 『梵本藏漢英和訳合璧 阿毘達磨俱舎論本頌の研究 一界品・根品・世間品一』, 永田文昌堂, 1973 ; Chap. 4-5 : 福原亮巖 (監修), 『梵本藏漢訳阿毘達磨俱舎論本頌の研究 一業品・随眠品一』, 永田文昌堂, 1986.

AKUp. *Abhidharmakośa-tīkā Upāyikā* - *Chos mngon pa'i mdzod kyi 'grel bshad nye bar mkho ba*, Peking No. 5595, Derge No. 4094 ; 資料比定 : 中庄良文 『俱舎論註ウパーカーの研究 訳註篇』全2巻, 大蔵出版, 2014.

AKVy. *Abhidharmakośa-vyākhyā* - Unrai Wogihara (ed.), *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā by Yaśomitra*, Tokyo: Sankibō busshorin, 1971.

T 大正新脩大蔵經.

### 漢訳資料の略号 (大正新脩大蔵經の収録順)

『中阿含』 瞿曇僧伽提婆訳 『中阿含經』 T01 (No. 26).

『増一阿含』 僧伽提婆訳 『増一阿含經』 T02 (No. 125).

『大毘婆沙論』 五百大阿羅漢等造玄奘譯 『阿毘達磨大毘婆沙論』 T26 (No. 1545).

『心論』 法勝造僧伽跋摩等譯那連提耶舍譯 『阿毘曇心論』 T28 (No. 1550).

『心論經』 大德優波扇多釋 『阿毘曇心論經』 T28 (No. 1551).

『雜心論』 尊者法救造僧伽跋摩等譯 『雜阿毘曇心論』 T28 (No. 1552).

『甘露味論』 尊者瞿沙造失譯 『阿毘曇甘露味論』 T28 (No. 1553).

『入阿毘達磨論』 塞建陀羅阿羅漢造玄奘譯 『入阿毘達磨論』 T28(No.1554).

『俱舎論』 尊者世親造玄奘譯 『阿毘達磨俱舎論』 T29 (No. 1558).

- 『順正理論』 尊者衆賢造玄奘譯 『阿毘達磨順正理論』 T29 (No. 1562).  
『藏顯宗論』 尊者衆賢造玄奘譯 『阿毘達磨藏顯宗論』 T29 (No. 1563).

### Bibliography

Dhammajoti, KL.

- 2003 “The Karmic Role of the Avijñapti in Sarvāstivāda,” *Buddhist studies* 佛教研究 31. pp. 69-90.  
2007a *Sarvāstivāda Abhidharma*, Hong Kong: Centre for Buddhist Studies, 3-rd revised edition.  
2009a *Sarvāstivāda Abhidharma*, Hong Kong: Centre for Buddhist Studies, 4-th revised edition.

青原令知

- 2005 「初期有部論書における無表と律儀」, 『印度学仏教学研究』 53(2), pp. 129-133.  
2006 「初期有部論書における無表と律儀 (承前) —律儀の用例—」, 『岐阜聖徳学園大学仏教文化研究所紀要』 6, pp. 29-75.

櫻部建・小谷信千代・本庄良文

- 2004 『俱舍論の原典研究 智品・定品』, 大蔵出版.

清水俊史

- 2014e 「説一切有部における随心転の無表 —静慮律儀と無漏律儀の得捨—」, 『佛教文化研究』 58, pp. 1-21.  
2015j 「説一切有部における別解脱律儀の構造」, 『東海佛教』 60, pp. 47-62.  
2016e 「説一切有部における身語意業とその異熟果 —無表は異熟を招くのか—」, 『佛教文化研究』 60, pp. 1-17.

舟橋一哉

- 1954 『業の研究』, 法蔵館.  
1987 『俱舍論の原典解明 業品』, 法蔵館.